

## 「第3回東北電力グリーンボンド」の概要

## ■発行概要

|      |  |
|------|--|
| 発行年限 | 10年（予定）  |
| 発行額  | 100億円（予定）  |
| 発行時期 | 2022年3月（予定）  |
| 資金使途 | 再生可能エネルギーの開発、建設、運営、改修に関する事業への新規投資およびリファイナンスに充当（予定）   |
| 主幹事  | みずほ証券株式会社<br>野村証券株式会社<br>大和証券株式会社  |
| 外部評価 | <p>【評価および検証】</p> <p>DNVより、グリーンローンを含む、グリーンファイナンスによる資金調達計画について、下記基準への適合性について検証を受けております。グリーンローンに関しては、GLGLs、GLPへの適合性について検証を受けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンボンドガイドライン2020年版（GBGLs 環境省）※1</li> <li>・グリーンローンガイドライン（GLGLs 環境省 2020）※1</li> <li>・グリーンボンド原則2021（GBP ICMA）※2</li> <li>・グリーンローン原則（GLP LMA、APLMA、LTSA 2021）※3</li> <li>・気候ボンド基準（v.3.0）および参照可能な技術基準※4</li> </ul> <p>【認証】</p> <p>東北電力グリーンボンドは、厳格なグリーンファイナンスの国際基準を定める気候ボンドイニシアチブ(Climate Bonds Initiative)により、気候ボンド基準（v.3.0）に対する適合性についてプログラム認証※5を取得しています。</p> |

- ※1 グリーンボンド原則やグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や日本の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドやグリーンローン等を国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドライン。
- ※2 国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体である「グリーンボンド原則執行委員会」により策定されているグリーンボンドの発行に係る原則。ICMAが2014年に策定・公表し、複数回の改訂を経て、2021年5月に最新版として改訂された。
- ※3 グリーンローン商品の開発と整合性向上の促進を視野に入れ、シンジケートローン市場で積極的に活動している大手金融機関の代表から成る経験豊富な作業部会によって策定された原則。LMA、APLMA、LTSAが2018年に策定・公表し、2021年2月に改訂された。
- ※4 第三者評価機関により気候ボンド基準への適合性の検証を受けた債券に対しCBIにより付与される認証。
- ※5 複数回のグリーンボンド発行を前提とした発行主体が取得することで、一部起債手続きを簡素化し、グリーンボンドの機動的な発行が可能となる制度。

[注] 本プレスリリースは、当社の債券発行に関する情報を公表することを唯一の目的に作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

以上